

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県財務規則の一部を改正する規則	一	○福島県企業局	三
○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則	一	○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	三
○福島県中小企業調停審議会規則の一部を改正する規則	一	○福島県病院局	三
訓令		○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程	三
○福島県地方振興政策会議規程の一部を改正する訓令	二	○福島県教育委員会	三
○福島県地域連携室運営等規程の一部を改正する訓令	二	○福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令	四
○福島県公印規程の一部を改正する訓令	二	○福島県人事委員会	四
○福島県公文例規程の一部を改正する訓令	二	○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	四
○福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令	二		

規則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県文書等管理規則の一部を改正する規則及び福島県中小企業調停審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第四十四号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項の表1の項中「保健福祉事務所総務企画部総務課長」を「保健福祉事務所総務企画部総務企画課長」に改める。

第九十九条第十一号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

別表第七の表福島県北保健福祉事務所の項から福島県相双保健福祉事務所の項までの規定中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、第九十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

(入札監理課)

福島県規則第四十五号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則(平成十二年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二十二条の二に規定する安全管理監」を「第二十二条の二の表の上欄に掲げる職」に改める。

第六条第二項第二号ウ中「総合安全管理室」の下に「、市町村復興支援担当理事及び原子力損害対策担当理事にあっては生活環境総室、子育て支援担当理事にあっては自立支援総室」を加える。

附則

この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県規則第四十六号

福島県中小企業調停審議会規則の一部を改正する規則

福島県中小企業調停審議会規則(昭和三十三年福島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「商工労働部商工労働総室団体支援課」を「商工労働部商工労働総室経営金融課」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。

(団体支援課)

何日」に改め、同表の例式第二中「公布の日（元号）何年何月何日」を「（元号）
宣旨何日何日」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。

（文書法務課）

福島県訓令第十五号

本 庁 機 関

福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令

福島県水資源対策規程（昭和四十七年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改
正する。

第七条第二項中「企画調整部企画調整総室土地・水調整課長」を「企画調整部政策監」
に改める。

別表第一中「治山対策課」を「森林保全課」及び「昭和39年法律第169号」を「昭和
39年法律第167号」に改める。

別表第二企画調整部の項中「企画調整総室企画調整課長」を「政策監
企画調整総室企画調整

課長」に改め、同表農林水産部の項中「農村整備総室農業基盤整備課長」を「農村整備
総室農村基盤整備課長」に、「森林林業総室治山対策課長」を「森林林業総室森林保全

課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。

（土地・水調整課）

告 示

福島県告示第二百七十四号

公印を次のように新調し、平成二十三年六月一日その使用を開始する。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

職 印

番号	公印の名称	印 影	公印管理者
----	-------	-----	-------

15の 5

福島県理事印



総務部文書管財総室文
書法務課長

（文書法務課）

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 5月31日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県企業局管理規程第6号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のよう
に改正する。

第62条第11号中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年
度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（経営企画課）

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年 5月31日

福島県病院事業管理者 高 地 英 夫

福島県病院局管理規程第10号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のよう
に改正する。

第53条第1項第10号中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平
成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年五月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第二「福利課の項第二号中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年五月三十一日から施行する。

（教育総務課）

（採用総務課）

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

〔出納局長

別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項中「出納局長」を

市町村復興支援担当理
原子力損害対策担当理
子育て支援担当理事

に改め、同部出先機関の項中「農業総合センター部長」を
〔農業総合センター部長
農業総合センター副部

長〕に、「流域下水道建設事務所次長」を「流域下水道建設事務所次長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。

（採用給与課）